

自然災害や火災により被害に遭われたかたへ

被害に遭われたかたは、申請により以下の窓口で支援制度を受けられる場合があります。それらの一部を案内しておりますので、ご参照ください。

【り災の証明】

| 制 度 | 対 象 | 担 当 課 | 問 い 合 わ せ 先 |
|----------|-----------|--------------|--------------------------------|
| り災証明書の発行 | 自然災害による被害 | 市役所防災課(本庁4階) | 029-298-1111 (那珂市福田 1819-5) |
| | 火災による被害 | 消防本部予防課 | 029-295-2114 (那珂市菅谷 651-3) |

【支給・援助に関するもの】

| 支 援 制 度 | 種 別 | 制 度 概 要 | 対 象 | | | 担 当 課 |
|--------------|-----|---------------------------------|-----|-------|---------|---------------------|
| | | | 住 家 | 非 住 家 | 人 的 被 害 | |
| 災害見舞金 | 支給 | 被災者に対して見舞金を支給します | ○ | ○ | ○ | 社会福祉課 (本庁1階 窓口③) |
| り災者救済賃貸住宅助成金 | 支給 | 自己所有の住宅から賃貸住宅に居住する場合に、家賃等を補助します | ○ | | | |

【各種料金の減免・減額に関するもの】

| 支 援 制 度 | 種 別 | 制 度 概 要 | 対 象 | | | 担 当 課 |
|----------------|-----|--|----------------|-------|---------|---------------------|
| | | | 住 家 | 非 住 家 | 人 的 被 害 | |
| 介護保険料の減免 | 減免 | 住宅や家財等に著しい損害を受けたとき、介護保険料の減免を受けられる場合があります | ○ | | | 介護長寿課 (本庁1階 窓口②) |
| 国民健康保険税等の減免 | 減免 | 住宅や家財等に著しい損害を受けたとき、国民健康保険税の減免や、医療機関等にかかるときの一部負担金の減額及び免除を受けられる場合があります | ○ | | | 保険課 (本庁1階 窓口④) |
| 個人市民税等の減免 | 減免 | 現年度分の個人市民税等が減免を受けられる場合があります | ○ | ○ | ○ | 税務課 (本庁1階 窓口⑤) |
| 固定資産税・都市計画税の減免 | 減免 | 損害の程度に応じて減免を受けられる場合があります | 担当課へお問い合わせください | | | |
| 雑損控除の適用(確定申告) | 控除 | 確定申告の際に雑損控除が受けられる場合があります | ○ | ○ | | |

※住家・非住家ともに、市に家屋登録がある建物(課税対象)に限ります。

※被害の程度は、り災証明書の内容(全壊(全焼)・半壊(半焼)など)で判断しています。被災の程度によっては、対象とならない場合があります。

各支援制度の詳細は、市ホームページをご確認ください



● 支援制度に関するお問い合わせ ●

那珂市役所 各担当課 ☎029-298-1111(代表)
(〒311-0192 那珂市福田1819-5)